

保留地の購入を希望される皆様へ

豊川市は、駅前広場及び幹線道路・補助幹線道路等の整備を含む市街地体系の再編成を行い、新たな商業・業務機能を集積するとともに、ゆとりある生活環境空間を創出することを目的として、豊川駅東土地区画整理事業を行い、保留地販売を実施しています。

保留地購入にあたり、保留地処分要領において必要な事項を定めておりますが、保留地購入を円滑に完了するため、都市整備部区画整理課が皆様の市税及び国民健康保険料(税)に関する情報を財務部収納課に照会しますので、確認を行う際には、以下の同意書が必要となります。

ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

保留地予定地処分要領（抜粋）

2 保留地の購入にあたって

(2) 購入資格

次に掲げる事項に該当する者は、購入することができません。

オ 豊川市の市税及び国民健康保険料(税)を滞納している者

同意書

令和 年 月 日

この度、保留地購入の申込みを豊川市にするにあたり、豊川市都市整備部区画整理課が当方の市税及び国民健康保険料(税)の滞納の有無に関する情報を豊川市財務部収納課に照会・確認することに同意します。

申込者

氏名（社名）

住所（所在地）

市税・国民健康保険料(税)滞納情報照会書（保留地購入用）

令和 年 月 日

財務部収納課長 殿

都市整備部区画整理課長

上記の同意書に係る申込者の市税及び国民健康保険料(税)について、滞納の有無を回答願います。

市税・国民健康保険料(税)滞納情報回答書（保留地購入用）

令和 年 月 日

都市整備部区画整理課長 殿

財務部収納課長

上記照会に係る申込者の市税及び国民健康保険料(税)について、下記のとおり証明する。

記

滞納の有無

有 ・ 無